

巻末資料

各府県策定のツキノワグマ特定鳥獣保護管理計画の概要

(平成21年4月現在)

ツキノワグマの特定鳥獣保護管理計画策定状況（平成 21 年 4 月現在）

県	計画期間	対象地域 (県全域/ 一部)	現状		捕獲数現状			目標			備考/課題		
			分布	生息数(密度/km2)	農林業被害	人身被害	狩猟	有害	放獣	捕獲数	パラメータ	錯誤捕獲	生息地管理
岩手県	H19.4.1- H24.3.31	県内全域 (北上、北 奥羽、南奥 羽)	県の 79.8%	北上 = 約 1,270頭、北 奥羽 = 約 450頭)	果樹、野菜 被害、 700~1,9000 万円/年	H6-H18 (13 年間)に 146 件	170頭 (S53-H1平 均)、100-150頭 (H2-H13)、H13 は堅果類凶作で捕 獲数が200頭(有 害=142、狩猟=58) と増加	移動放 獣マニ ュアル を作成	「ツキノワ グマ保護管 理検討委員 会」で毎年設 定。		農作物、人 への害は基本 的には追いつ けない(事故 対策は自己 責任)	国有林の回 廊の緑の促進	モニタリ ング、普及 啓発、各参 加主体の 役割
秋田県	H19.4.1- H24.3.31	県内全域 (白神、北 奥羽、島 海)	県内全 域で拡 大	892頭 (H18)	農林業被 害全体で 600-4700 万円/年	H8-18に死 亡者1名、負 傷者79名	昭和40年代前半 までは100頭年推 移、S54異常出沒、 293頭捕獲、人身事 故多発。S60から春 期の予防捕獲開 始。S60-H13(17年 間)の平均捕獲数 = 173.9頭。	試験的 に行う	繁殖推定数 の30%を春 期事前調整 捕獲にわり あてる。例) 1000頭 : x0.4x0.6x0.9 x1.5/2 = 162/2 = 81 有害、狩猟と 合わせて推 定生息数の 10%を目標	180の3-kmメ ッシュで生息 数調査。メス =40%、>3歳繁 殖(個体群の 85%)、分娩率= 90%、出産し た子のうち成 獣成長は1.5 頭、出産は2 年間隔	記述なし (イノシシ のくわな や捕獲檻 設置なし)	緑の回廊 構想、国設 鳥獣保護 区と県の 鳥獣保護 区、休猟区 と連携を 図る人里 の広葉樹 林整備、被 害防除、個 体数調整	国設鳥獣 保護区は 事前調整 捕獲の対 象地とし ない。
山形県	H21.4.1- H24.3.31	県内全域 (鳥海、月 山・朝日飯 豊、南奥 羽)	県土432 メッシュ数 のうち 322メッシュ (カバー率 77%)(H1 5年度時 点)	1,507頭 (H19年6月 時点)	水稲、果 樹、野菜 等、林業被 害は局所 的に発生	S52-H20(32 年間)に64 人、うち死亡 3名	昭和42年度までは 100頭以下/年で推 移、S43~H7年度 は200頭以下/年、 H18大量出沒時に 692頭捕獲。春期の 予擦捕獲は銃器、 夏季捕獲は箱ワナ が主である。		捕獲数の上 限値を設定	過去の捕獲実 績や生息状況 調査結果等を 参照	イノシシ 等による 錯誤防止 の推進	人と野生 動物との 棲み分け のゾーン (緩衝帯) の整備を 促進	移動放獣 の試行実 施

県	計画期間	対象地域 (県全域/ 一部)	現状			捕獲数現状			目標			備考/課題	
			分布	生息数(密度/km ²)	農林業被害	人身被害	狩猟	有害	放獣	捕獲数	パラメータ		錯誤捕獲
福島県	H21.4.1- H24.3.31	県内全域 (月山・朝 日飯豊、南 奥羽、越後 三国)	奥羽山 脈、越後 山脈を 中心に 分布。近 年、阿武 隈高地 に生息 可能性 あり。	860-1,600 頭(福島奥 羽个体群) 阿武隈監視 区域の生息 数は不明で あるが、生 息密度はか なり低い。	果樹被害 が最も多 く、水稲、 野菜等に 発生。近 年、刈剥ぎ 被害が確 認。	S63-H19(20 年間)に3.7 件/年。死亡 事故はH15 に1件	S63-H19の20年間 の平均は、163頭 (狩猟48頭、有害 115頭)	5頭 (H18年 度ののみ)	個体数調整 のための捕 獲は行わな い。有害鳥獣 捕獲の適切 な運用実施。		イノシシに 捕獲檻に 脱出口、く くりわな の使用を ひかえる。	ゾーニン グ提案(事 例として3 区分を明 示)	計画の実 施体制と して、主な 関係者の 役割を明 示
栃木県	H18.9.1- H22.3.31	越後三国 个体群(10 市町)	132 (5-kmメ ッシュユ)	180-495頭 (0.06-0.16 頭/km ²)	約3,000万 円/年 (H16)	負傷1~2名/ 年	43.9頭(H11-H17平 均)	平均3.5 頭/年	上限45頭/年	>4歳=60%、平 均出生数 =1.7、2.5年間 隔出産、自然 死亡率:6%(<3 歳)、3%(>4 歳)	イノシシに 捕獲檻に 脱出口、く くりワナ 自粛(冬眠 前)	ゾーニン グ提案(3 区分)	可能な場 合学習放 獣、ただし 再被害を 防止する。 殺処分個 体は自家 消費
石川県	H19-H23	11市町村 (白山・奥 美濃)	津幡町 から狩 賀安山 南側、生 息適地 は1,000 km ² 程度	H15の時点 で700頭と 推定)	H9-17で樹 皮はぎが 65000本、 135haほど 発生、果樹 養蜂被害 あり	H5~H13の 9年間に12 名の被害	平均56頭/年 (S54-H13平均) H16は狩猟禁止 H14-18の平均捕獲 数は65頭/年	H18に 6頭放 獣	現状維持、総 生息数の 10%とする		記述なし	保護地域 (28,580ha) 、緩衝地 域、排除地 域	管理年度 を毎年5 月1日か 翌年4 月30日ま でとする。 捕獲調書 と臼歯を 提出する。

県	計画期間	対象地域 (県全域/ 一部)	現状		捕獲数現状		目標		備考課題			
			分布	生息数(密度/km ²)	農林業被害	人身被害	狩猟	有害		放獣	捕獲数	パラメータ
岐阜県	H21.4.1- H26.3.31	県内全域 (白山・奥 美濃、北・ 中央アルプ ス)	69% (5km ² 以 上)	1,228~ 1,430頭、 生息密度は 北・中央アル プス:0.238 頭/km ² 、白 山・奥美 濃:0.050頭 /km ²	イネ、飼料 作物、果 樹、野菜及 び樹皮は ぎ被害	H11~20.11 までに17 件、1.7件/ 年	S63-H18の狩猟捕 獲は、100頭以下 (50頭/年)。有害は 40頭/年	捕獲数上限 (北・ 中央アルプス70 頭、白山・奥 美濃39頭)	個体水準4の 総捕獲数12% 以下。平均狩 猟捕獲数(過 去10年間)	記述なし	ゾーニン グ提案(3 区分)	学習放獣 マニユア ル作成
長野県	H19.4.1- H24.3.31	県内全域 (越後三 国、北中央 アルプス、 関東山地、 南アルプ ス)	65%	H17は農業 被害4000 万円、林 業被害は 5300万円	S48-H12(28 年間の累計 は50件(年 平均約2件) (死亡なし) 近年は負傷 は5-6件/年 ただしH16、 H18に 2名死亡	246頭(S45-H1、 H4 以降は上限を159 頭と設定。H5-H13 は、H11とH13を 除き150頭以下た だしH18は553頭 の有害捕獲	捕獲数上限 (H7 の県独自計 画を続け る)。	記載なし	イノシシに 捕獲檻に クマ誘因 物をおか ない、箱わ なには脱 け、くく りわな大 きさ配慮	奥山環境 整備、農 家・人家周 辺では生 息しにく い環境と する。	被害防除、 モニタリ ングを行 う。殺処分 個体は自 家消費。。	
京都府	H19.4.1- H24.3.31	府全域(近 畿北部:丹 波と丹後 を区分)	府の北 部	林業被害 (H15~H17) 900ha/年、 約4,000~ 8,000万円/ 年程度。	平成17年1 件、18年4 件	約30頭/年(狩猟+ 有害)(S43-H14)、46 頭(H15-18)、H15 以降は有害鳥獣捕 獲のみ	狩猟禁止。捕 殺上限数、丹 波=9、丹後 =6、加害個体 の管理	個体群水準 ² として、捕獲 数を生息数の 5%以下にす る	ワ クナ使用を 避ける、箱 わなには 脱出口を つける	広葉樹転 換など検 討。近隣府 県と連携	ワ グマ出没 対応マル による防除 と個体管 理	

県	計画期間	対象地域/ (県全域/ 一部)	現状			捕獲数現状		目標			備考課題		
			分布	生息数(密度/km2)	農林業被害	人身被害	狩猟	有害	放獣	捕獲数	パラメータ	錯誤捕獲	生息地管理
滋賀県	H20.11.15- H24.3.31	県全域(近畿北部、白山・奥美濃)	大津・志賀地域から湖西部地域	173～324頭(H17～19調査)	農業被害は少ない。林業被害は減少傾向(実損面積約20ha)	H16～19年度に6件、8名が負傷	H16～19年度平均:狩猟35頭、有害20頭 1990年代平均:狩猟18頭、有害14頭	H16～19年度に51頭	捕獲数上限 20頭	生息数の中間値 248頭 8%程度	箱わなには脱出口をつける	人とクマの生活域の境界管理	近畿北部を近畿東部と近畿西部
兵庫県	H19.4.1- H21.3.31	県全域(洲本市、南あわじ市、淡路市を除く)	県中・北部(南側に異常出沒地)	約100頭(H5-7年調査)	農業(果実)被害、面積4.7ha、金額=415万円(H17)	H15-H18(4年間に5件)	捕獲数()は錯誤捕獲(内数) H15=6頭(4) H16=41頭(23) H17=5頭(4) H18=51頭(26)	H14=5, H15=4, H16=3, H17=4, H18=47	狩猟禁止、出沒対応基準で対応する。	*ヘアートラップ法による生息数推定、テレメ調査	クマの脱出できる柵にくくりわなの大きさをクマの足より小さくする。錯誤捕獲個体は放獣する。	3区分:頻繁に出没のある地域、最近出沒が見られるようになった、異常出沒	合意形成、各レベル(広域、県、県内地域、県民)での取組
鳥取県	H19.10.15- H24.3.31	県全域(西・東中国)	主要な生息地は東部	資料は示されてない	養蜂と果樹が中心	H16年度に2件	H1-H18(18年間)の狩猟72頭と有害226頭。	H14-H18(5年間に30頭放獣)	捕獲圧の調整	*ツキノワグマの出沒対応基準	イノシシ捕獲罫にクマ誘因物(梨・柿等)の餌を用いない	人工林の複層林化、針広混交林・広葉樹林化	学習放獣の効果
岡山県	H19.4.1- H24.3.31	県下全域(ただし、鳥嶼部を除く)	県北東部。県西部でもH10記録	資料は示されてない	養蜂被害(H16=21万円)	H15年度に1件	有害=0、錯誤=11、学術=11(H14-H18)	H14-H18(5年間に18頭放獣)	狩猟禁止	*ツキノワグマの捕獲等の基準	イノシシわなの設置方法の指導等おこなう	奥山の回復、人工林の混交林化、エサ植物回復	広報、人身被害防止、モニタリング、隣接県との連携

県	計画期間	対象地域 (県全域/ 一部)	現状			捕獲数現状		目標			備考課題	
			分布	生息数(密度/km2)	農林業被害	人身被害	狩猟	有害	放獣	捕獲数		パラメータ
富山県、 岐阜県、 静岡県、 山梨県	H19.3.31- H24.3.31	西中国山地(島根=34、広島=18、山口=21、計73市町村)	西中国山地の個体群の分布外縁は約7000km ²	西中国山地:301-734頭(中央値=518頭)(2004-05年調査)	果樹被害が主。島根では林業もある。	1990-2005年(16年間に27件あわせ28名の負傷事故発生)	1994年から狩猟禁止。 有害捕獲数は1995-1999年の平均が17.8頭、2000-2005年が100.8頭。2000-2005年の6年間に257頭の錯誤捕獲(総捕獲数の42%)	島根県ではH8に放獣実施要項策定	狩猟禁止。除去数の上限目安を52頭とする。	推定生息数約300-740頭、年間出生数は64-159頭、自然死亡数は12-31頭、自然増加数は52-128頭と推定。	錯誤捕獲は目的外捕獲であるため管理のための指導強化。くくりわなな架設置禁止地域設定。錯誤捕獲個体は原則放獣。	生息地環境整備、コリドール設置。

富山県は2005年(H17)に「ツキノワグマ保護管理暫定指針」(当面の研究等)を公表し、1)ヘアートラップによる調査、2)GISテレメ(行動域調査)、3)生息環境管理等を実施することを計画している。平成18年度現在のものであり、多くの府県が該当する平成19年度開始の第2期特定鳥獣保護管理計画(クマ類)は含めてない。